

各 部 局 長  
会 計 管 理 者  
各 事 務 局 長  
教 育 長

市 長

## 郡山市総合計画第一次実施計画策定方針（通知）

このことについて、下記のとおり通知する。

### 記

#### 1 第一次実施計画（2026(R8)～2029(R11)）の策定方針

今年度は、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」の最終年度であり、現在、次期最上位計画となる「郡山市総合計画」の策定を進めている。令和 8 年度から始まる「郡山市総合計画」においては、人口減少・少子高齢化、産業構造の変化、気候変動、社会の多様化などの大きな変化に対応しながら、持続可能で活力ある都市づくりを進めるための計画とする必要があることから、**本市人口ビジョン及び総合戦略との一体的な策定を予定**している。

特に第一次実施計画においては、「郡山市総合計画」のスタート年度として、実効性ある政策を迅速かつ着実に展開する必要があることから、郡山市まちづくり基本指針第八次実施計画との継続性も念頭に、以下により本市の政策を推進する。

#### 【 基本方針 】

市民一人ひとりが、自分らしく暮らし、夢や挑戦に向かって前進できることは、地域全体の活力となり、郡山というまちの輝きにつながっていく。市民の暮らしと地域の未来がともに輝く郡山を築くための「今を生きる責任」と「未来を創る覚悟」を込めて 3 つの基本方針を定める。

##### 選ばれるまち

本市が持つ立地環境、交通の利便性、多様な資源を活かし、若者、女性、子育て世代等に「このまちに住みたい」「子育てをしたい」「働きたい」「戻ってきたい」と思われる魅力ある都市を目指す。

##### 暮らしの充実・笑顔になれるまち

子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが安心して暮らせるよう、福祉、教育、医療、防災など暮らしの質を高める施策を進める。

##### 経済の活性化

「人」、「モノ」、「情報」が集まり、農商工の多様な産業がバランス良く共存する「経済県都」としての強みを活かし、地元中小企業の成長支援、新たな企業の誘致、観光資源の磨き上げを通じて、持続可能な地域経済の発展を支える産業政策を推進する。

### 【実施計画策定に係る留意事項】

- (1) 3つの基本方針を踏まえ、既存の枠組みにとらわれず、市民生活の質向上と都市の持続性に資する実効性ある政策・事業を創出する。
- (2) 地域課題や市民の声に真摯に向き合い、現場主義・利用者目線を徹底した政策を推進する。
- (3) 政策間の連携や部局横断型のアプローチによる政策効果の拡大を図る。
- (4) 社会情勢を踏まえた行政運営の必要性を踏まえ、法令や国・県の制度に関する情報収集し、交付金等の積極的な活用や民間企業との協働により政策目的の達成を図る。
- (5) E B P Mの考え方に基づき、必要性及び緊急性を考慮し、限られた予算・人員・時間の中で、より費用対効果が高い施策から優先的に実行するとともに、政策立案にあたってはスクラップアンドビルドを意識する。
- (6) 各個別計画の策定趣旨や目的等を十分考慮し、事業創出を行う。
- (7) 行政評価の結果を踏まえた事業創出及び見直しを行い、P D C Aサイクルによる効率的・効果的な行政運営を図るとともに、デジタルツールを活用した業務効率化を図る。

## 2 国及び経済の動向

実施計画の策定にあたっては、国等の動向を的確に把握すること。

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）  
賃上げを起点とした成長型経済の実現
  - 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～
  - 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
  - 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
  - 国民の安心・安全の確保
- (2) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版(令和7年6月13日閣議決定)
- (3) 地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）
  - 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生
  - 稼ぐ力を高め、付加価値創出型の新しい地方経済の創生～地方イノベーション創生構想～
  - 人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～
  - 新時代のインフラ整備とAI
  - 広域リージョン連携
- (4) 規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

## 3 その他

本通知に係る関係資料は[掲示板](#)に掲載している。なお、令和8年度の予算編成方針については、別途財務部長から通知する。

以上

# 郡山市総合計画

## 第1次実施計画<2026~2029>策定方針について

### 【本編】

令和7年9月2日  
郡山市未来創造課

## 目次

### 序章 実施計画策定の目的

#### 第1章 国の動向

#### 第2章 本市の主要課題

#### 第3章 第1次実施計画<2026~2029>策定方針

#### 第4章 基本方針

#### 第5章 留意事項

#### 第6章 計画策定までの工程

## 序章 実施計画策定の目的

実施計画は、急速に変化する社会経済情勢や本市のまちづくりの主要課題等を踏まえ、「郡山市総合計画」で示す将来都市像の実現を目指し、現状、課題、課題解決の方向性、目標、スケジュール、事業費及び財源、期待される効果などを整理し、総合的・計画的なまちづくりを推進するため策定する。

## 第1章 国の動向

第1次実施計画の策定にあたっては、以下の国及び経済の動向を的確に把握すること。

- (1) 経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（令和7年6月13日閣議決定）
- (2) 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定）
- (3) 地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定）
- (4) 規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）

国においては、令和7年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太の方針 2025）」において、構造的物価高騰や人口減少下における持続可能な社会の実現に向け、「賃上げこそが成長戦略の要である」との方針が明確に示された。とりわけ、中小企業への支援、人材の処遇改善、地域医療・福祉・教育分野での人手確保、DX・GXの地域実装などを通じて、「現場起点の成長と分配の好循環」を目指す姿勢が打ち出されている。

また、「地方創生 2.0」においては、地域が自律的・持続的に発展していくために必要な仕組みとして、以下の5つの柱を提示している。

- 安心して暮らし働ける地方環境の整備
- 地域産業の高付加価値化と成長産業創出
- 人口・企業の地方分散と多様な交流
- デジタル・AI・ロボット等の活用による課題解決
- 広域連携・多主体連携による地域圏の形成

これらの方針は、いずれも地方自治体の主体的な取組を求めており、本市においても政策形成の前提として強く意識する必要がある。

## 第2章 本市の主要課題

本市は、中通りの中核都市としての地理的優位性、都市機能と自然・農空間の共存、音楽・文化など、多様な資源を有している。一方で、急速に進行する人口減少、少子高齢化、地域経済の構造的変化、社会の多様化、災害への備え、エッセンシャルワーカーの確保、医療・福祉・子育ての担い手不足など、複合的な課題を抱えている。

これらの課題に対応するためには、「まちの魅力」を向上させる都市基盤整備・文化芸術の活用、「持続可能性」を支える人材育成・関係人口の創出、「暮らしの安心」に資する社会保障・教育・福祉の充実、「地域経済の底上げ」につながる中小企業等の稼ぐ力の強化などを、多角的かつ統合的に推進する必要がある。

特に、第1次実施計画においては、以下のような政策視点を各部局において共有し、事業に反映すること。

- 中小企業等の生産性向上と稼ぐ力の実現
- 中小企業支援・事業承継・創業支援の拡充
- 地域医療・福祉・教育現場での人材定着支援
- 若者・女性・高齢者の社会参画促進
- 脱炭素化・デジタル化の推進
- 広域圏連携による都市力の強化と地域資源の活用
- EBPM の考え方に基づく事業設計

## 第3章 第1次実施計画<2026~2029>策定方針

令和7年度は、本市の最上位計画である「郡山市まちづくり基本指針」の最終年度であり、現在、次期最上位計画となる「郡山市総合計画」の策定を進めている。令和8年度から始まる「郡山市総合計画」においては、人口減少・少子高齢化、産業構造の変化、気候変動、社会の多様化などの大きな変化に対応しながら、持続可能で活力ある都市づくりを進めるための指針とする必要があるため、本市人口ビジョン及び総合戦略との一体的な策定を予定している。

特に第一次実施計画においては、「郡山市総合計画」のスタート年度として、実効性ある政策を迅速かつ着実に展開する必要があることから、郡山市まちづくり基本指針第八次実施計画との継続性も念頭に、第1次実施計画を策定する。

この実施計画は、郡山市総合計画に基づき、戦略的に重点事業や課題解決事業を具体化するものであり、限られた財源・人材・時間を効果的に活用する市政運営の羅針盤となる。

第1次実施計画の策定にあたっては、国の政策動向や本市を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、全庁的な視点とデータに基づく政策立案（EBPM）を強化しつつ、部局横

断的な連携を図りながら、地域課題に的確に対応する施策を立案する。

#### 第4章 基本方針

市民一人ひとりが、自分らしく暮らし、夢や挑戦に向かって前進できることは、地域全体の活力となり、郡山というまちの輝きにつながっていく。市民の暮らしと地域の未来がともに輝く郡山を築くための「今を生きる責任」と「未来を創る覚悟」を込めて3つの基本方針を定める。

なお、将来都市像については、12月中の策定を目指す。

##### 【基本方針】

###### 選ばれるまち

本市が持つ立地環境、交通の利便性、多様な資源を活かし、若者、女性、子育て世代等に「このまちに住みたい」「子育てをしたい」「働きたい」「戻ってきたい」と思われる魅力ある都市を目指す。

###### 暮らしの充実・笑顔になれるまち

子どもから高齢者、障がいのある方まで誰もが安心して暮らせるよう、福祉、教育、医療、防災など暮らしの質を高める施策を進める。

###### 経済の活性化

「人」、「モノ」、「情報」が集まり、農商工の多様な産業がバランス良く共存する「経済県都」としての強みを活かし、地元中小企業の成長支援、新たな企業の誘致、観光資源の磨き上げを通じて、持続可能な地域経済の発展を支える産業政策を推進する。

#### 第5章 留意事項

- 3つの基本方針を踏まえ、既存の枠組みにとらわれず、市民生活の質向上と都市の持続性に資する実効性ある政策・事業を創出する。
- 地域課題や市民の声に真摯に向き合い、現場主義・利用者目線を徹底した政策を推進する。
- 政策間の連携や部局横断型のアプローチによる政策効果の拡大を図る。
- 社会情勢を踏まえた行政運営の必要性を踏まえ、法令や国・県の制度に関する情報収集し、交付金等の積極的な活用や民間企業との協働により政策目的の達成を図る。
- E B P Mの考え方にに基づき、必要性及び緊急性を考慮し、限られた予算・人員・時

間の中で、より費用対効果が高い施策から優先的に実行するとともに、政策立案にあたってはスクラップアンドビルドを意識する。

- 各個別計画の策定趣旨や目的等を十分考慮し、事業創出を行う。
- 行政評価の結果を踏まえた事業創出及び見直しを行い、P D C Aサイクルによる効率的・効果的な行政運営を図るとともに、デジタルツールを活用した業務効率化を図る。

## 第6章 計画策定までの工程

### (仮称) 郡山市総合計画 第一次実施計画 策定スケジュール (R7.8月～)

	令和7年						令和8年		
	8	9	10	11	12	1	2	3	
総合計画	政策体系 基本方針 将来都市像 等決定	素案作成	諮問 審議会① 審議会② 審議会③	審議会④ 審議会⑤ 審議会⑥ 答申	パブコメ		公表	確定	
実施計画	対象事業、策定方針など決定	策定通知(仮)・実計策定依頼 各所属入力・提出	各部署ヒアリング	庁内調整		校正(1回)	校正(2回) 暫定版公表	確定版公表	
	議会への説明(随時)								